

## 個人契約ロッカー利用規約

### 第1条 【個人契約ロッカー制度】

1. 本規約により定める個人契約ロッカー(以下、「契約ロッカー」といいます。)は、FITNESSRePLAY24/7(以下、「本クラブ」といいます。)の会員専用ロッカーとします。
2. 契約ロッカーの利用を希望する会員は、本クラブ所定の申込手続きをするものとし、本クラブがその申込みに対して承諾することにより、契約ロッカーの利用規約(以下、「利用規約」といいます。)が当該会員(以下、「利用者」といいます。)と本クラブとの間で成立するものとしします。
3. 契約ロッカーの月額利用料については、本規約別紙に定めるとおりとします。
4. 利用者が本クラブを休会しても利用契約はそのまま存続し、利用者は、本規約に定める月額使用料等を支払うものとしします。
5. 利用者は、契約ロッカーの現状を変更し、または利用契約に基づく権利もしくは地位を第三者に譲渡・貸与することはできません。

### 第2条 【契約期間】

利用契約有効期間は、第1条第2項に定める利用契約の成立日(以下、「成立日」といいます。)から成立日の属する月の末日までとします。ただし、本クラブまたは利用者のいずれから異議のない場合、利用契約は本規約と同一条件で、当該期間満了日の翌日から1か月間更新し、以後同様とします。

### 第3条 【月額使用料等の支払い】

利用者は、利用料を本クラブ所定の方法で支払うものとしします。支払時期は本クラブが定める日までに支払うものとしします。入会時の初回支払時期は別途、本クラブが定めます。月の途中で理由のいかんを問わず利用契約が終了した場合であっても、本クラブは利用料の日割り計算を行わず、利用者は、利用料の全額を支払うものとしします。

### 第4条 【解約手続き】

利用者は自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、本クラブに来店し、所定の手続きを行い、当該手続きの完了をもって終了とします。電話、電子メール、ファクス等による申し出は受付られません。

#### 第5条 【禁止事項】

利用者は、契約ロッカーに関して次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 次に掲げる物を契約ロッカーに収納すること
  - ① 現金、貴重品(貴金属、高級時計等)またはこれらに類する高価品
  - ② 揮発性物質、爆発物等の危険物
  - ③ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物(濡れたままのタオル、衣類等)または契約ロッカーを汚損・き損するおそれのある物
  - ④ 法律により所持または携帯を禁じられている物
  - ⑤ その他契約ロッカーによる補完に適さないと認められた物
- (2) 契約ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること
- (3) 第三者の契約ロッカーをその承諾を得ずに開扉すること
- (4) 契約ロッカーを汚損し、またはき損すること
- (5) 契約ロッカーを第三者に使用させること
- (6) 前各号に類する行為を行うことにより第三者のロッカー使用の迷惑となる行為をすること

#### 第6条 【収納できないものをいれた場合の処置】

本クラブは、契約ロッカーの収納物品が前条第1号に掲げる物に該当する疑いがあると認めるときには、当該契約ロッカーを開扉することができ、かつ、本クラブの判断により当該収納物品を保管、破棄その他設備管理上必要な処置をすることができます。

#### 第7条 【利用契約の解除】

本クラブは、利用者が次の掲げる事項のひとつでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約、本規約または契約ロッカーにかかる規則等本クラブの定める規定に違反した場合
- (2) 本クラブの会員資格を喪失した場合
- (3) 契約ロッカーを本クラブの利用以外の目的で利用した場合
- (4) 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出た場合
- (5) その他契約ロッカーの利用に関する本クラブの指示に従わない場合

#### 第8条 【契約終了時の収納物品の処理】

1. 利用者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了するときには、その終了日までに収納物品を引き取り、契約ロッカーを本クラブに明け渡すものとします。
2. 利用者が利用契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、本クラブは、当該収納品を処分することができます。
3. 本クラブは、前2項に基づき第6条に基づく処置をすることができます。この場合、利用者は、本クラブに対して何らの補償を求めないものとします。

#### 第9条 【故障時等の処置】

本クラブは、契約ロッカーの故障により緊急に点検・整備を要するときその他本クラブが必要と認めるときには、収納物品を別途保管する等の処置をすることができます。この場合において、利用者は、一定期間、契約ロッカーを利用することができなくなることについて、予め了承するものとします。

#### 第10条 【利用者の損害賠償責任等】

利用者は、契約ロッカーに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、本クラブにその損害の賠償をしなければなりません。

- (1) 契約ロッカーの利用により、著しい汚れ、破損、サビ等が見受けられ修繕が必要とみなされた場合
- (2) 契約ロッカーの鍵を破損した場合

#### 第11条 【免責事項】

1. 本クラブは、契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、本クラブの故意または重過失による場合を除き、当該損害を賠償する責を負いません。
2. 前項により本クラブが損害賠償義務を負う場合、その金額は、ロッカー月額利用料の6か月を超えないものとします。

#### 第12条 【その他】

本規約に定めのない事項については、本クラブの会員規約の定めまたは本クラブの指示に従うものとします。尚、本クラブは本クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により利用者に周知するものとします。

### 第13条 【改正】

1. 本クラブは、必要に応じて利用契約及びこれに付随する細則等の改正・変更をすることができます。この場合、本クラブは本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての会員等に及ぶものとしします。
2. 前項による告知方法については、本クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載によるものとしします。ただし、月額利用料金等を増額する場合(消費税率の変更に基づくものは除く。)は、登録済の住所に別途郵送するものとしします。

### 附則

本規約は 2022 年 5 月 1 日より発効します。

(別紙)

◆ 個人契約ロッカー利用料金について

料金名	料金 (税抜き)	備考
月額利用料	600 円	

※なお、故障や利用者の暗証番号忘れ等により契約ロッカーの利用ができなくなったときでも、本クラブは、故意または重過失に基づく場合を除き、それに対応する月額利用料を返金しません。